

# 平成24年度から個人住民税(町・道民税)が変わります

平成22年度の税制改正により、所得税において「所得控除から手当へ」などの観点から、「子ども手当」が創設され年少扶養親族(0～15歳)に対する扶養控除が廃止されました。

また、高校の授業料実質無償化に伴い、16～22歳の特定扶養親族のうち16～18歳までの扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。

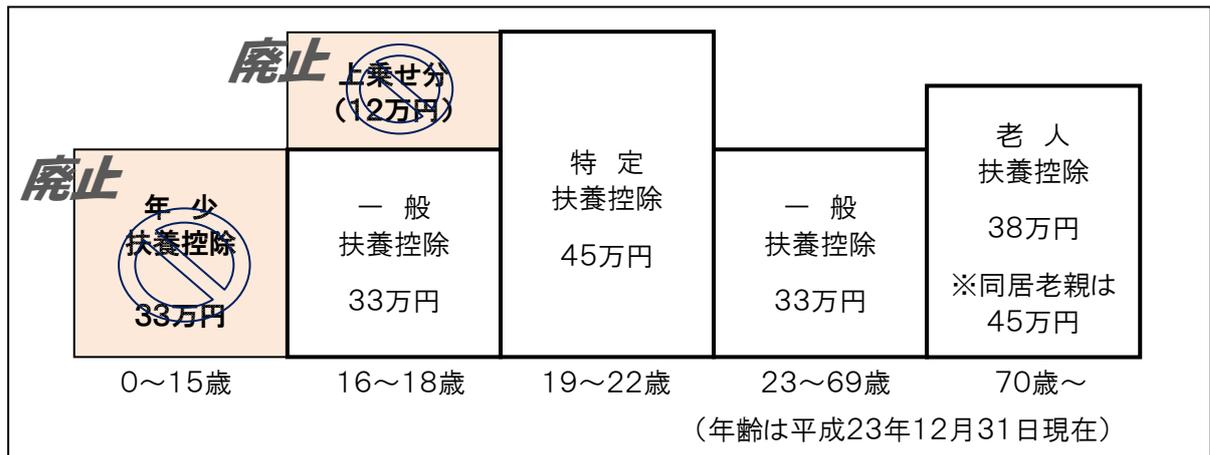
これらの所得税における扶養控除の見直しに伴い、個人住民税についても諸控除の見直しが行われたことから、家族構成によっては昨年度と比べて税額が変わる場合があります。

## 1. 年少扶養控除の廃止

年少扶養親族(0～15歳)に対する扶養控除(33万円)が廃止されました。

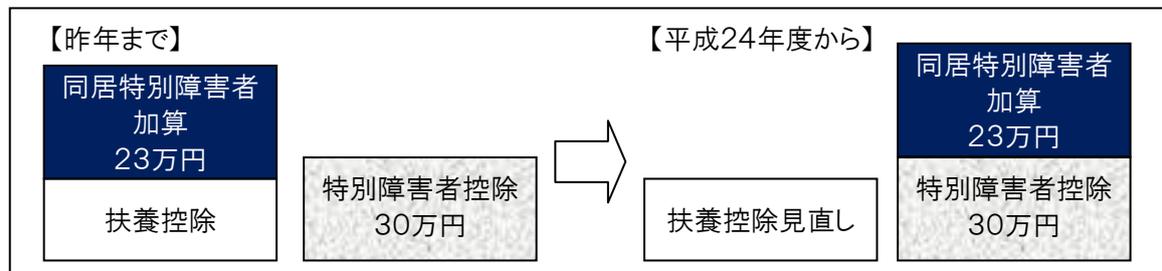
## 2. 特定扶養親族のうち16～18歳までの上乗せ分の廃止

16～18歳までの特定扶養親族に対する上乗せ部分が廃止され、扶養控除額が33万円になりました(一般扶養控除になります)。



## 3. 同居特別障害者加算の変更

扶養控除の見直しに伴い、扶養控除・配偶者控除に係る同居特別障害者への加算額(23万円)が、特別障害者控除の加算額に変更されました。



例) 年少扶養親族で同居特別障害者の場合

昨年まで	控除額計	24年度から	控除額計
扶養控除	33万円	扶養控除	廃止
同居特別障害者加算	23万円	同居特別障害者加算	変更
特別障害者控除	30万円	障害者控除(同居)	53万円

ご不明な点は役場税務グループまでお問い合わせください。 ☎27-2481(グループ直通)